

第1回部会で出された意見の要旨と条例案作成上の論点

資料1

	意見の要旨	条例案を作成する上での論点	参考（判断材料となる事実）
①目的	<p>○道条例と同様に、目的に「青少年の健全な育成に寄与すること」を盛り込むかどうか</p> <p>○道条例では、青少年健全育成のための暴力団事務所の設置規制（学校200m以内不可）があるため目的として定める意味合いがあるが、市条例では必ずしも必要ではないのではないか</p>	<p>○目的に「青少年の健全な育成に寄与すること」に盛り込むかどうか</p>	<p>○市民啓発の対象である「市民」には、当然に青少年も含まれている</p>
②基本理念	<p>○東京都条例のように、基本理念に「暴力団と交際しない」を盛り込めないか</p> <p>※東京都条例 第3条 暴力団排除活動は、暴力団が都民の生活及び都の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、都、特別区及び市町村並びに都民等の連携及び協力により推進するものとする</p>	<p>○基本理念に「暴力団と交際しない」ことを盛り込むかどうか</p>	<p>○市町村条例の基本理念は、都府県の条例に合わせて規定していることが多い</p> <p>※北海道条例 第3条 暴力団の排除は、暴力団が道民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、行われなければならない 2 暴力団の排除は、道、市町村、道民、事業者、事業者団体、道暴追センターその他関係する機関及び団体の相互の連携の下に、社会全体で行われなければならない</p>
③市民啓発	<p>○一部の市民だけでなく、市民全体の意識を変えるための啓発が重要であるので、暴力追放センターが事業者向けに実施しているような講習を市民向けに広く開催できないか</p>		<p>○個々の具体的な啓発方法は、条例に直接の根拠がなくとも実施可能である</p> <p>○どのような広報や啓発を行うことが効果的なのかを検討して実施する</p>

		意見の要旨	条例案を作成する上での論点	参考（判断材料となる事実）
市民及び事業者に対する支援	④情報の提供	○暴力団と関係のある取引先であることが分かれば、事業者が自主的にその関係を断つことで協力することが考えられる	○市が個別の暴力団情報に係る情報提供を行うかどうか ○市が行う情報提供の内容と方法 ※ 資料2「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（警察庁通知）	○事業者は、道警に対して取引先などを照会（暴力団関係事業者に該当するか等）することができ、道警では確認して回答している ○道警は、事実上、自治体が暴力団情報を把握・管理することは困難であることから、暴力団情報の提供は警察の役割と考えており、自治体で把握した場合は、警察に提供してもらい、警察が情報を精査した上で、必要に応じて外部に情報提供を行うという見解を持っている
	⑤安全確保・保護	○暴力団排除の施策に協力した場合、安全確保や万が一の対応などはどのようになるのかが、条例のイメージの資料からは読み取れない	○市民や事業者の安全確保に関して、市は何を行うことができるか ○できることがあるとして、条例に反映させるべき内容とは何か	○市民や事業者の保護については、道条例第10条に「警察官による警戒その他の当該者の保護のために必要な措置を講ずる」と明記されており、札幌市民及び事業者にも適用がある ○市民や事業者の安全確保は、警察の役割であり、警察が責任を持って行うことを明確にしている 【北海道警察保護対策実施要綱の制定や身辺警戒員の 신설（資料3「道新記事」参照）などにより、保護措置の徹底を図っている】 ○暴力団対策法第32条では、地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならないことが規定されている
⑥市民の義務違反に対する処置		○市民の義務違反（暴力団の威力利用の禁止など）に対して、なんらかの処置を設けることが必要か ○市民一般に対して罰則等を科するのは難しいと考えられる	○市民一般に対してまで、罰則や行政指導の措置を設けることが妥当なかどうか ○罰則や行政指導の措置を設けた場合、正確な事実認定が必要だが、警察を持たない市に対応可能かどうか	○市民一般に対する罰則や行政指導の規定を設けている条例は、今のところ把握していない ○道条例では、事業者への勧告・公表は、警察を所管する公安委員会が行っている

	意見の要旨	条例案を作成する上での論点	参考（判断材料となる事実）
札幌市が行う施策	⑦ 地方公共団体で共通	<p>○暴力団に資金が流れないようにすることが基本であり、市の事務事業からの排除が必要である</p> <p>○暴力団の排除の範囲（下請け・孫請け、暴力団共生者等）をどこまでにするかが論点となる</p> <p>○暴力団排除の範囲を決める際には、民間事業者の判断基準が参考となるが、民間よりも緩くするのは疑問である</p>	<p>※北海道条例</p> <p>第7条 道は、その発注する建設工事その他の道の事務又は事業（次項において「公共事業等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。）について、道が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 道は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。</p> <p>※ 資料4「道条例逐条解説（抜粋）」</p>
	⑧ 札幌市独自のもの	<p>○東京以北最大の歓楽街「すすきの」を擁する札幌の特殊性を踏まえ、暴力団排除特別強化地域を設定などについても検討する必要があるのではないか</p>	<p>○市独自の規定として、暴力団排除特別強化地域を設定するかどうか</p> <p>※ 資料5「暴力団排除特別強化地域を設けている条例（参考）」</p>
		<p>○札幌市で、暴力団対策などの講習を受けた事業者が入札で有利になる仕組みを検討できないか</p> <p>※ 資料6「企業活動からの暴力団排除の取組について」</p>	<p>○他の自治体においても、条例で入札制度そのものについて規定している例は把握していない</p> <p>○道では、講習を受けた事業者を優遇する制度は整備されていない</p>

